

現時点の回答であり、今後追加・変更がありうる

1 労働保険事務等委託書関係(以下委託書という)

Q1 委託書は、労災保険のみの委託事業主についても結び直す必要があるのか？

(答)

労働保険事務組合が付与を受けている労働保険番号で判断します。

基幹番号の末尾が「0」、「1」、「2」、「3」の付与を受けている労働保険事務組合は、全ての委託事業主と委託書の結び直しが必要です。

Q2 委託書の用紙はいつ配布されるのか？

(答)

「平成28年度 年度更新諸用紙 所要数調査報告書」にて報告いただいた冊数分を平成27年度末までに発送予定としています。

Q3 「平成28年度 年度更新諸用紙 所要数調査報告書」で委託書の要求をしていない場合
または用紙が不足した場合はどうすればよいのか？

(答)

用紙の増刷ができませんので、厚生労働省または愛知労働局のホームページより印刷して使用してください。

Q4 旧様式の委託書について、委託事項に手書きで「個人番号関係事務を含む。」と記載して
使用することは可能か？

(答)

旧様式の委託書について、委託事項に手書きで「個人番号関係事務を含む。」と記載して使用することはできませんので、必ず新様式を使用してください。

Q5 ホームページより印刷して委託書を2部作成する際、1部コピーでも可能か？

(答)

委託事業主印と労働保険事務組合印を押印する前の委託書であれば、コピーしてから押印して使用することは可能ですが、押印後の委託書をコピーして使用することは出来ません。

Q6 マイナンバー制度への対応に伴い委託書を結び直した場合、法人番号欄について記載が必要か？

(答)

マイナンバー制度への対応に伴い、委託書を結び直す場合は、記入の必要はありません。

※記載してあっても訂正の必要はありません。

Q7 新規に労働保険事務処理を委託する場合、委託書の法人番号欄に記入は必要か？

新規に労働保険事務処理の委託については、法人番号欄に記入が必要となります。法人番号が付与されていない個人委託事業主は13桁すべてに「0」を記入してください。

※提供を拒否された場合は空欄としてください。

Q8 マイナンバー制度への対応に伴い委託書を結び直す場合、委託事務処理開始年月日はいつとなるのか？

(答)

マイナンバー制度への対応に伴い委託書を結び直す場合は、空欄としてください。

※記載してあっても訂正の必要はありません。

2 労働保険事務組合事務処理規約(以下「事務処理規約」という)基本方針、事務取扱規程関係

Q9 事務処理規約は変更が必要か？

(答)

変更が必要となります。

愛知労働局のホームページに「労働保険事務組合 事務処理規約(参考例)」を掲載していますので参照してください。

Q10 事務処理規約は、母体団体の総会等において承認が必要か？

(答)

事務処理規約は、母体団体の総会等において承認が必要です。

※総会等とは、母体団体の議決機関のことで、総会や総代会のこととなります。

例)通常総会(総代会)、臨時総会(総代会)の事であり、役員会や理事会は含まれません。母体団体の議決機関は、議案について「母体団体の全会員(承認に必要な数の会員)」の構成で賛成(議決)を得るものとなります。

Q11 基本方針、事務取扱規程は母体団体の総会等において承認が必要か？

(答)

基本方針、事務取扱規程は、母体団体の総会等において承認が必要です。

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」では、特定個人情報を取扱う場合は、利用目的の公表・通知が必要とされております。また、委託者(委託事業主)は、委託した個人情報関係事務で取扱う特定個人情報の安全管理措置が適切に講じられるよう委託を受けた者(労働保険事務組合)に対する適切な監督を行わなければならないとされております。

愛知労働局では、労働保険事務組合が委託事業主に対して個人番号の利用目的を明確し、各労働保険事務組合が講じている安全管理措置について周知するという観点から、基本方針、事務取扱規程は母体団体の総会等の承認を必要としております。

Q12 事務処理規約は委託事業主にいつ交付するのか？

(答)

委託事業主と委託を締結する際、事務処理規約の説明と交付を行うこととされておりますが、今回のマイナンバー制度への対応に伴う事務処理規約については、総会等の承認後に交付することとして差し支えありません。

ただし、総会等が年1回しか開かれず、開催時期が平成28年度以降となるような場合については、役員会等の執行機関において、事務処理規約が承認されてその内容が遵守されることが認められ、かつ、次回の総会で議決されることが確実であるときは、役員会等の承認後に交付することとしてください。

Q13 基本方針、事務取扱規程は委託事業主に交付するのか？

(答)

基本方針、事務取扱規程は交付する必要はありませんが、委託事業主より特定個人情報の取扱状況把握のため提示を求められた場合は応じる必要があります。

Q14 事務処理規約について、愛知労働局への提出は必要か？

(答)

当初、労働保険事務組合認可申請書記載事項変更届により提出が必要と説明いたしましたが、事務負担軽減のため、事務処理規約については、番号利用法等の施行に伴うものについて追加・変更した場合は、労働保険事務組合認可申請書記載事項変更届出書による提出は不要とします。(※現在労働保険事務組合の認可を受けている場合に限ります。本件については改めて文書にて通知を予

定しています。)

しかし、番号利用法等の施行に伴うもの以外に変更・追加した場合は、労働保険事務組合認可申請書記載事項変更届と事務処理規定、総会議事録の提出が必要となります。

Q15 基本方針、事務取扱規程について、愛知労働局への提出は必要か？

(答)

当初、労働保険事務組合認可申請書記載事項変更届により提出が必要と説明いたしましたが、事務負担軽減のため提出不要とします。(※現在労働保険事務組合の認可を受けている場合に限りません。本件については改めて文書にて通知を予定しています。)

Q16 「労働保険事務組合 特定個人情報 事務取扱規定(参考例)」の内容の変更をした場合、どのようにすればよいのか？
また、変更した事務取扱規定は愛知労働局へ報告が必要か

(答)

愛知労働局への報告は不要です。ただし、委託事業主への周知が必要です。

周知方法としては、総会での報告、会報や文書にて周知(会報や年度更新関係書類送付時等)、ホームページにて周知等が考えられます。

※参考 Q13

3 その他

Q17 個人番号の収集について、委託事業主から普通郵便、FAX、電話にて取得することは可能か？

(答)

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインでは、「特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、容易に個人番号が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等、安全な方策を講ずる」とされており。

普通郵便は、郵便事故等により郵送物が届かなかった場合の責任の所在が不明確となります。FAXは、番号の押し間違い等により部外に漏えいする可能性があります。電話は、個人番号を扱う担当者以外の周囲の職員等に漏れてしまう危険性があり、また聞き誤り等により間違った個人番号が登録されることが考えられます。

以上により、普通郵便、FAX、電話での個人番号の取得については、安全管理措置の観点から望ましくないと考えています。

Q18 個人番号の提供を委託事業主から拒否された場合の取扱はどうするのか？

(答)

雇用保険手続き等にあたって、個人番号を記載することは、事業主においては法令で定められた義務であることを説明し、理解を求めた上で個人番号の提供を求めることとなりますが、提供を拒否された場合には、個人番号を空白の状態での雇用保険の手続きをします。

この場合、他の雇用保険手続等の機会に、引き続き個人番号の提供について理解を求めていく必要があります。

また、個人番号の提供を拒否された場合は、提供を求めた経過と結果の記録を保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。

なお、個人番号の提供を拒否された場合の記録表について「[特定個人情報事跡票\(参考例\)](#)」を作成したので参考としてください。

Q19 法人番号の提供を委託事業主から拒否された場合の取扱はどうするのか？

(答)

法人番号は、利用制限がなく自由に利用することができますが、労働保険関係書類等に委託事業主の同意なく記載することは不可としています。そのため法人番号の提供を委託事業主から拒否された場合はQ17の取扱と同様の取り扱いをしてください。

Q20 末尾「0」「1」「2」「3」に係る労働保険事務等処理委託届(保険関係成立届)について、「⑩欄委託事務内容」の欄の記載方法は平成28年3月1日から変わるのか？

(答)

平成28年3月1日より変更となります。

「個人番号関係事務」等と記載が必要となります。

例) 労働保険事務及び一般拠出金事務の一切

(印紙保険料に関する事務を除く)

(個人番号関係事務を含む)

4 高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付

Q21 60歳到達時賃金月額証明書、高年齢雇用継続給付受給資格確認、休業開始時賃金月額証明書(育児)、育児休業給付受給資格確認については、平成28年2月の省令改正により、事業主を経由して届出をしなければならないとされており、事業主として処理すべき労働保険の事務となるため、事務組合が届出をしなければならないのか？

(答)

60歳到達時賃金月額証明書、高年齢雇用継続給付受給資格確認、休業開始時賃金月額証明書(育児)、育児休業給付受給資格確認については、委託事項となりますが、厚生労働省の見解は、事業主より依頼があった場合に、届出事務を行うこととなるとのことでした。

そのため、従来通り、事業主の希望がある場合に届出をするものと判断します。

また、厚生労働省の見解に変更があった場合は速やかに周知をする予定です。

Q22 休業開始時賃金月額証明書(介護)についても、事業主を経由して届出をしなければならないと改正されており、事務組合が届出をしなければならないのか？

(答)

Q20と同様、事業主の希望がある場合に届出をするものと判断します。

ただし、支給申請と同時に提出する場合は、保険給付に関する請求となるため、事業主が届出をすることとなります。

Q23 高年齢雇用継続給付受給資格確認、育児休業給付受給資格確認を提出する場合、個人番号の記載は必要か？

(答)

高年齢雇用継続給付受給資格確認時、育児休業給付受給資格確認時に被保険者の個人番号を記載することとなっており、事業主が拒否しない限り、個人番号を記載したものを提出してください。

ただし、事業主が拒否した場合等は、雇用保険資格取得届・喪失届と同様の取り扱いをしてください。

Q24 高年齢雇用継続給付受給資格確認、育児休業給付受給資格確認を提出する際、個人番号の記載をするのであれば、特定個人情報扱うこととなるため、事務取扱規程の利用目的の変更が必要か？

(答)

事業主の希望がある場合に届出をするという位置づけから変更は不要とします。

また、厚生労働省の見解に変更があった場合は速やかに周知をする予定です。

Q25 高年齢雇用継続給付支給申請書について、委託事業主が作成し、不透明な封筒に入れた状態で、安定所へ提出依頼を受けて事務組合が持参することは問題ないか？

(答)

高年齢雇用継続給付支給申請書を安定所へ提出する行為は、給付に関する請求書等にかかる事務手続きとなります。

そのため、委託事業場から高年齢雇用継続給付支給申請書を預かって、事務組合が提出することは不可となります。